

東京大学史料編纂所蔵『興福寺年中行事』について

—『尋尊大僧正記康正三年曆記』の紹介—

末柄豊

はじめに

ここに紹介する東京大学史料編纂所蔵『興福寺年中行事』は、昭和五十三年度東京古典会古典籍下見展観大入札会において本所が購入したものである。^①同会の目録^②に載せられている巻頭二紙分あまりの書影からもわかるように、破損がはなはだしく、そのままの状態では一般の閲覧に供することができなかった。したがって、昨年度修補がなされたことで、ようやく本年度の入架・公開に至ったわけである。

『興福寺年中行事』といえは、内閣文庫の所蔵にかかる四冊本の同名書^③がよく知られている。しかし、本書に載せるのは、これとまったくの別書で、日付と事書のみを記したきわめて簡略な形式のものである。本書には、この興福寺の略年中行事に続いて、「公事」の首題のもと、朝廷において一年間に行われる仏事が記されている。これもきわめて簡略なもので、「家司書」と称されたという、主に平安・鎌倉時代に具注曆に書き付けられた年中行事についての注（以下、遠藤基郎^④の仮称に従って行事曆注と呼ぶ）から仏事のみを抜き書きしたもののようにも思われる。この朝廷の仏事が記された部分（以下、仮に『年中仏事』と題す）は、

『興福寺年中行事』と書き手を異にしているが、その筆跡は室町時代中後期の興福寺大乘院門主尋尊のそれである。

本書の紙背は、康正三年（九月二十八日改元長祿元年、一四五七）の具注曆である。この具注曆に関して最も注目されるのは、正月一日から同十五日まで裏書が存在することである。現状では、表側の最奥にあたり、『年中仏事』の末端からは一紙半余りの余白をおいた奥の方に位置している。この裏書は、筆跡および内容の両方からみて、尋尊の日記であると考えて誤りない。つまり本書は、もともと尋尊が具注曆に日記で記したもの（曆記）だったのである。尋尊はわずか半月で日記を書きさしてしまっただが、具注曆を翻し、端を奥に巻き直して、裏面の余白を再利用したのである。具体的にいえば、何者かに『興福寺年中行事』を書きさせ、つづけて自らの手で『年中仏事』を写したということである。

いうまでもなく、尋尊は膨大な分量を有する日記『大乘院寺社雜事記』を残している^⑤。それと比べると、この曆記は、分量がきわめてわずかなうえ、その収載年次が『大乘院寺社雜事記』（『寺務方諸廻請』）および『大乘院日記目録』と重複することもあり、内容的には瞠目するに足るものではない。ところが、『大乘院寺社雜事記』の装本はすべて、料紙

に文書の紙背を用いた袋綴冊子であり、尋尊が具注暦に日記を記していたことは、従来まったく知られていなかった⁽⁶⁾。さらに、二次利用面にあたる『興福寺年中行事』および『年中仏事』も、日記を書き記すこととの関係を想定することができるものである。つまり本書は、尋尊と日記とのかわり方を考えるうえで貴重な史料であり、史料学的な見地から、きわめて注目に値するものである。ここに紹介する所以である。

一 尋尊大僧正記康正三年暦記

まず、具注暦の裏書を見ることで、本書がはじめ「尋尊大僧正記康正三年暦記」とでも称すべきものであったことを確かめることにしよう。

〔釈文〕

一〇〇〇、講開始以下如例、今日武衛落了^(斯波義敏)、同親父修理大夫落了^(斯波持種)、
四〇〇〇、祝言安位寺殿二参了、付衣・張輿ナリ、
五日、別会五師英豪来、鈍色・五帖、心経会吉日尋申入、来十六日通仰付了、安位寺殿入御、
六日、益取兩人参了、下行物事可給由申入之、先例^(無)之間、不能下行者也、
七〇〇〇、^(正)月行事^(松)林^(院)二申付了、今日自^(兼雅)問之由仰了、
八日、恒例一万卷心経導師参来、自八日参勲了、心経会廻請持参了、
十一日、千卷心経導師参来、吉書長者宣到来了、二十疋下行、
十五日、新唯講廻請持参了、

これらの記事はいずれも、具注暦の当該日の裏面に一行ずつ書かれて

いる。分量はきわめて少ないものの、『大乘院寺社雜事記』(『寺務方諸廻請』) および『大乘院日記目録』とあわせ見ることで、その記主が尋尊であることは容易に確かめられる。両書からさきの裏書に関連する記事を抜き出すと以下のようになる。

『大乘院日記目録』二

〔康正三年〕正月一日、義敏没落、親父修理大夫同、

『寺務方諸廻請』一

〔五日〕別会五師英豪参上、鈍色・五帖ケサ、心経会吉日事申入了、

『寺務方諸廻請』二

〔十一日〕吉書長者宣到来、(藤氏長者宣案および尋尊同請文案を略す)、

俄持参之間、以小番請取之、^{小衣}官使下行式百文、以上北面下行之、

〔十四日〕去十日日本唯識講廻請持参了、令加判、勸進重弘、十五日新唯識講廻請持参了、令加判、勸進通祐、

〔十七日〕去六日益取二人参上、為祝言云々、就其下行物事可有之由申入、近來之寺務皆以如此云々、雖然当院家寺務之時無其例之間、下行分無之、

〔十七日〕自来晦日正月行事可始行間、云堂方、云上湯、加下知了、出世奉行兼雅得業沙汰ナリ、(上湯廻請案を略す)、

心経会の日時についての指示(五日条)や吉書長者宣の到来(十一日条)など、興福寺別当の地位に由来する記事が、暦記と『寺務方諸廻請』との双方に見えている。これによって、暦記の記主も『寺務方諸廻請』の記主と同じく、当時興福寺別当であった尋尊その人だと確定されるわけである。そのほか、大乘院の先代門主たる安位寺経覚への参賀およびその来賀の記事(四日・五日条)も、記主の尋尊たることを証するものといつてよい。

尋尊は興福寺別当に補任された康正二年二月から本格的に日記を書き

始めた。そして別当を辞す長祿三年三月までの日記を『寺務方諸廻請』と称し、以後を『寺社雑事記』と名づけた。つまり、この暦記の残る康正三年正月は、尋尊が本格的に日記を書き始めてから最初の正月であったということになる。そのためか、同月の記事は『寺務方諸廻請』の第一冊末尾と第二冊冒頭とにまたがっている。両者は、毎日記されているわけではなく、同月について、第一冊がのべ五日分、第二冊がのべ十三日分の記事を書き載せているに過ぎない。さらに、第一冊の末尾に「記以下別帖者也」とあるものの、第一冊の終わったあとを第二冊がうけるといふ形にもなっておらず、双方に重複して書かれている日もある。ほかに『大乘院日記目録』第二冊にも、同月の記事がのべ二日分載せられているが、これは『寺務方諸廻請』と重複していない。三者および暦記の収める日付をまとめると、以下のようになる。

〔寺務方諸廻請 一〕五、十一、十六、二十二、二十五

〔寺務方諸廻請 二〕十一、十四、十七、十九、二十三、二十五、二十九

〔大乘院日記目録 一〕一、十三

〔康正三年暦記 一、四、八、(十)、十一、十五

四者の関係は、はなはだ不明確で、『大乘院日記目録』の記事が『康正三年暦記』および『寺務方諸廻請』第二冊の記事をもとに作成された可能性があるものの、ほかの三者については、それぞれが独自の記事を書き載せており、どれか一つまたは二つをもとにしてあとの二つまたは一つが記されたという関係を見いだすことは困難である。

さらに、『寺務方諸廻請』第一冊の記事は、宝徳二年(一四五〇)正月から康正三年正月におよんでいるが、その紙背文書に康正三年八月十七日付のものもあり、少なくとも半年以上を経たのちに清書された本であることがわかる。しかし清書本であるにもかかわらず、康正二年の歳末で冊を改めていない。これは、草稿本が康正三年正月まで記してあつ

たのを、そのまま引き写したことに由来すると考えられる。同月の記事はわずかなので、前年の日記の余白に最低限の覚えを記したに過ぎないのであろう。

一方、『寺務方諸廻請』第二冊は、清書本と考えるべき特段の根拠はない。しかし、さきの引用箇所にも見るように、十七日条に「去六日」の出来事を記すなど、日記の日次と記された案件の日時とが一致していないことが多い。なかで正月十四日条に「去八日時々盲目参賀、(下略)」と記してあるのは、別に記されてあつた日次記の八日条から転写されたもので、転写した日が十四日であつたことを意味するのであろう。これは原本では九行にわたる記事なので、もとになつた日次記が具注歴に記されていたと考えることはできない。さらに、この記事は『寺務方諸廻請』第二冊のみ見えるものなので、存在が想定される日次記と『寺務方諸廻請』第一冊の草稿本とは別のものであつたということになる。

以上から、康正三年正月において、尋尊はここで紹介した暦記のほかにも日次記を記し、さらに前年の日記の余白にも簡単な覚えを記していたということになる。おそらく、本格的に日記を書き始めて日の浅かつた尋尊は、自らの日記をどのように記して残すべきか、いまだ迷いのうちにあつたに違いない。そして、大量の記事を記す必要を感じたがゆえ、日々一行ずつしか記すことのできない暦記をわずか半月で書きさしたのではなからうか。この暦記は、龐大な『大乘院寺社雑事記』を残した尋尊の、日記を記しはじめたころの、書記形態に関する試行錯誤の痕跡であつたということができよう。

つぎに、料紙として用いられた『康正三年具注暦』についてみておこう。十六紙を継いだ卷子(無軸)で、法量は縦二六・四センチ、横全長六三・一・四センチである。暦序・暦跋を完備するが、暦序を載せる第一紙および暦跋を載せる第十六紙は、それぞれ横が三六・六センチ、三八・

五センチであり、それ以外の紙が四〇センチ程度であることからすれば、巻頭・巻末の余白部分がわずかながら失われている可能性が高い。そして、朽損の進行状況からも、この想定は首肯できる。

具注暦の形式は、朱・墨で暦注を記し、間明なし、有界四段のごく一般的なものである。尋尊が紙背を利用した具注暦としては、管見の限り、ほかに以下の三点が知られる。

①寛正三年具注暦（内閣文庫所蔵『神木御動座度々大乱類聚』¹⁰紙背）
存 自曆序至五月十七日、自五月十八日至十一月十日

②寛正四年具注暦（内閣文庫所蔵『神木御動座度々大乱類聚』¹¹紙背）
存 自曆序至十一月四日

③文明三年具注暦（東京国立博物館所蔵、紙背免田等坪付）
存 自曆序至十月二十日、自十二月四日至同二十五日

いずれも間明なし、有界四段で、この『康正三年具注暦』と同じ体裁である。尋尊が常用していた具注暦は、この体裁のものであったに違いない。『大乘院寺社雑事記』を通覧すると、長祿元年から永正二年（一五〇五）に至るまで、おおむね毎年十二月中旬に南都陰陽師の幸徳井家の者（はじめ友幸、文正元年（一四六六）より友重、明応二年（一四九三）より友延）が新曆および八卦を持参し、二百文を下行されたことが見える。¹⁴そして、幸徳井家以外の者が具注暦を定例として持参した所見は皆無である。したがって、この具注暦は幸徳井友幸が尋尊に献じたものであったと考えることができる。つまり南都陰陽師の作成にかかる具注暦だということである。

幸徳井家作成の曆と京曆との関係については、応仁二年（一四六八）両曆が閏月を異にしたことがよく知られている。¹⁵『大乘院日記目録』第三冊の応仁二年分の最末に以下のような記事がある。

壬十二月也、依大乱京都曆博士難安堵之間、不及曆奏、於南都幸徳井

三位以私料簡造曆之間、壬月可為十月歟云々、然而其後京都新曆到来、壬十二月也、仍十一月朔日冬至也、

前年の応仁元年は、応仁・文明の乱の勃発によって曆奏が行われず、幸徳井友重は独自に推算して同二年の曆を造った。ところが、年が明けて正月七日、京都でようやく曆が頒たれるに至った。すると、その曆では朔旦冬至とするため閏十月が置かれ、推算通りに閏十二月を置いた奈良の曆とは相違してしまっただけというのである。尋尊の記述に従えば、京都で曆奏のなかったことが友重の「私料簡」による造曆を結果したということであるから、曆奏さえ行われれば、奈良でも京曆と同様の曆が造られたはずである。この『康正三年具注暦』も、二十四節気および五件ある没日について確認した限り、京曆と異なるところはない。

ただし、料紙の質にその特徴を見いだすことが可能かも知れない。五ミリから一センチ程度の夾雑物が多く、良質な紙とはいえない。同時代の貴族の用いた具注暦よりも紙質が劣っているように見受けられるのである。しかしながら、この点は今後の検討が俟たれるところで、現状では単なる指摘にとどめざるを得ない。

二 興福寺年中行事

つぎに、二次利用面についてみることにしよう。現状の第一紙から第十一紙の三分の一ほどまで、明らかに尋尊とは異なる筆跡で『興福寺年中行事』が記され、ついで第十四紙の劈頭まで、尋尊の筆跡で『年中行事』が書かれてある。記載位置を具注暦の曆面で見れば、『年中行事』は二月十六日から四月三十日の裏、『興福寺年中行事』が五月の月初から十二月二十六日の裏にあたる。この状態から、尋尊がまず何者かに『興福寺年中行事』を写させ、引きつづいて自ら『年中行事』を書写したことが確かめられるのである。では、尋尊が書きさした日記の余白に記

した両書はいかなるものであったのか。まずは、釈文を掲げよう。なお、『年中仏事』の翻刻にあたっては、底本において二日以上の方が一行に書かれてある場合、一日分毎に改行を施して披覧の便をはかった。

〔釈文〕

興福寺年中行事

正月一日

- 一 寺家朝拝并五師三綱職堂拝事
- 一 心経会吉良日事別会五師申定事
- 一 春日社毎日不退一切経転読始之事
- 一 同社毎日不退唯識講始之事
- 一 東西金堂修正事十二月晦日後夜始之、

二日

一 於寺家律宗拜行之事

五日

一 伝法院修正事

七日

一 湯沸仏事

八日

一 金堂吉祥御願始事

一 講堂讚說事

一 神供事

一 観禅院修正事

一 寺家吉書事以吉日行之、

一 初卯日施卯杖事

十一日

一 龍華樹院実寛法務権僧少都正御忌日事

十四日

一 吉祥御願結願事

一 乘院良日僧正御忌日事

一 踏歌事

一 心経会并所々講事以吉日同時行之、

十八日

一 西金堂東金堂修二月香水取事

廿三日

一 常楽会舞童師付事

廿八日

一 始煤払事

晦日

一 聖僧迎事

二月一日

一 東西金堂修二月事自正月晦日後夜行之、

五日

一 於別当坊被定常楽会事

一 同東西御堂生玉王行之事

一 三蔵会始行事

八日

一 東西御行新咒師猿楽事

一 常楽会庭造事

十三日

一 常楽会試楽事

十四日

- 一 報恩会事 十四日
- 一 常楽会事 十五日
- 一 法華会事 十六日
- 一 寺家坊後朝事付延年事 十七日
- 一 春日社後深草院新卅講始事(又)五日 廿五日
- 一 万燈会事 三月三日
- 一 春日社香山八講々最勝王經事 五日
- 一 唯識会事或以氏長者御告日行之事 十五日
- 一 春日社院三十講始事十箇日 廿日
- 一 請冷院御忌日事(清) 廿二日
- 一 觀禪院三十講始事(静觀) 四月一日
- 一 一仏生会事 八日
- 一 春日社御八講始事 九日
- 一 於禪定院内山大僧正御忌日事 九日
- 一 春日社安居始事 十四日
- 一 講堂夏講始事付十安居 十五日
- 一 湯仏事 十五日
- 一 春日社大般若会事 十五日
- 一 供講始事 十五日
- 一 中門夏事 十五日
- 一 東西御堂夏事 十五日
- 一 三俣戸御忌日事 十七日
- 一 菩提院三十講始事十五ヶ日 十八日
- 一 千部会事 廿六日
- 一 五月份会事 五月五日
- 一 興西院三十講始事 五月五日
- 一 大僧正御忌日事(寛信) 八日
- 一 東金堂蓮華会花取湯事 六月五日
- 一 光明皇后御忌日事 七月
- 一 東金堂菜取事 七日
- 一 東金堂菜取事 八日

一 東金堂蓮華会事

十三日

一 伝法院深蜜会事

(密)

十四日

一 清浄光院前大僧正御忌日事

(信昭)

一 西金堂華取湯事

十七日

一 西金堂菜取事

十八日

一 西金堂蓮華会事

廿日

一 新唯識講事

廿一日

一 本唯識講事

廿七日

一 法務権僧正御忌日事

(頼信)

七月七日

一 掃除事

一 節供堂事

十四日

一 大乘院法印御忌日事

(隆輝)

一 自恣事

一 講堂夏講結願事

十五日

一 夏供両講結願事

一 春日安居御卷数進長者事

廿四日

一 長講会始事 四十七日

八月三日

一本願御忌日事

(藤原不比等)

五日

一 春日社香山八講々法花経事

十五日

一 春日社護法講事 和歌在之

一 維摩会十丁衆解文事

一同会研学寺解文事

九月一日

一 大掃除事

四日

一 長講会結願事

一 春日社始御八講事

十七日

一 若宮祭礼事

十八日

一 御旅所後日猿楽田楽事

廿一日

一 中僧正御忌日事

(安覚)

廿五日

一 伊豆僧正御忌日事

(惠信)

廿七日

一 菩提院僧正御忌日事

(藏後)

一 春日社読経事 以維摩会講師吉日行之

晦日

一 法華会始事^{七ヶ日}

十月九日

一 維摩会勅使下向事^{付闕請}

十日

一 維摩会始事^{七ヶ日}

十五日

一 金堂試經度者事

一 勅使坊番論義事

十六日

一 維摩会結願事^{付食堂取録}

廿五日

一 春日社後深草院新三十講始事^{五ヶ日}

十一月十三日

一 慈恩会事

十二月八日

一 方広会始事^{七ヶ日}

一 寺家坊白散使禄事

一 算主白散持参事

一 湯屋述子神祭事

十一月

一 溜州会事

廿三日

一 仏名懺悔事

一 大供分配事^{但無定日}

一 寺家卅講始事^{但無定日}

一 權別当三十講始事^{但無定日}

廿七日

一 金堂歳末読経事

一 京都御卷数同上林事自寺家沙汰

廿九日

一 東西御堂風禦并拵事

公事

正月六日 法勝寺・尊勝寺阿弥陀堂修正

八日 御齋会始^{七ヶ日} 太元法始^{七ヶ日} 後七日御修法始^{七ヶ日} 円

宗寺・法勝、・最勝、・成勝、・延勝、・法成寺修正始^{七ヶ日}

七ヶ日

九日 四条院御国忌

十一日 円勝寺修正

十四日 最勝光院御八講始^{四ヶ日} 高倉院御国忌、御齋会殿上論義

十五日 円乘院御八講始^{四ヶ日} 後朱雀院御国忌、法勝寺舞楽^{毎月同之}

十八日 仁寿殿観音供^{毎月同之}、蓮花王院修正

廿五日 国忌^{慶務、藤原資子、政子}、転輪院御国忌

今月事 法勝寺・尊勝寺陀ラニ

二月二日 蓮花王院修二月^藏

六日 宝莊殿院修二月

八日 法勝寺常行堂修二月 祇園御八講^{五ヶ日}

十日 長講堂修二月

十二日 円融院御八講始^{四ヶ日} 円融院御国忌、

十四日 勝光明院・金剛心院修二月^(X正)

十五日 最勝光院修二月

十七日 転輪院修二月 後嵯峨院御国忌

十八日 安楽心院御八講五ヶ日

十九日 円宗寺最勝会始五ヶ日
(九条道家)

廿一日 光明峯寺殿灌頂

廿二日 後鳥羽院御国忌

廿五日 北野御忌日

今月事 春季仁王会或三月 季御読経同、四ヶ日、院宮同

三月七日 薬師寺最勝会始七ヶ日

三日 最勝金剛院八講—後京極良経供養(九条)

九日 長講堂御八講五ヶ日

十日 法勝寺御念仏始三ヶ日

十三日 後白川院御国忌

十五日 祇園一切経会

□七日 国忌廢務、桓武、仁明

廿一日 国忌廢務、仁明

廿四日 尊勝寺灌頂 安德天皇御国忌(九条教実)

□八日 洞院殿忌(論子内親王)

廿九日 明義門院忌

今月事 真言院孔雀経御修法

四月四日 報恩院御八講始二ヶ日、月輪殿御忌日、九条兼実

十七日 後一条院御国忌

十九日 後冷泉院御国忌

五月一日 法勝寺卅講始十ヶ日

四日 入道□経忌兼

五日 円宗寺御八講始四ヶ日 同寺常行堂御念仏始三ヶ日

七日 後三条院御国忌

十四日 後高倉院御国忌(仲恭天皇)

廿日 九条帝忌

廿五日 村上御国忌

廿八日 延暦寺六月会始七ヶ日

廿九日 延勝寺六月会始五ヶ日 普賢寺殿忌(近衛基通)

今月事 最勝講五ヶ日

六月十四日 祇園御霊会(親子内親王)

八日 宣陽門院忌(九条)

九日 忠家忌(近衛)

十八日 家基忌(廢務、茂子)

廿一日 国忌(廢務、藤原)

廿二日 円教寺御八講始四ヶ日 一条院御国忌(廢務、藤原)

廿四日 国忌(廢務、藤原)

廿八日 法興院御八講始五ヶ日、毎日上官参入

廿九日 最勝寺御八講始四ヶ日

七月二日 鳥羽院御国忌

三日 法勝寺御八講始五ヶ日

七日 白川院御国忌

八日 文殊会 最勝光院御八講五ヶ日、建春門院御国忌、平滋子

十四日 御盆

十五日 諸寺孟蘭盆(一条実経)

十八日 国忌廢務、通子、土御門 円明寺殿忌

十六日 後深草院御国忌

十九日 尊勝寺御八講始四ヶ日、堀川院御国忌 同寺□念仏始御カ、□ヶ日

七月廿日 上西門院忌(統子内親王)

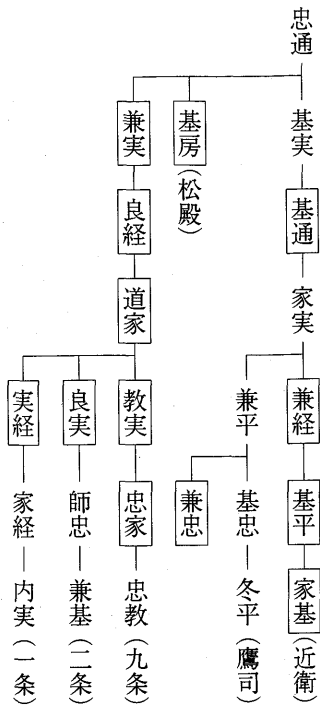
廿三日 近衛院御国忌

- 廿四日 遊義門院忌 (梶子内親王)
- 廿六日 後二条院御国忌
- 廿九日 二条院御国忌
- 今月事 秋季仁王会 或八月
- 八月六日 内論義 後堀川院御国忌 (堀子内親王)
- 七日 郁芳門院御国忌 (洞院信子)
- 九日 内論議 京極院御国忌
- 十日 法性寺御八講始 十五ケ日、十二日上官参入、 後高倉院御八講結願
- 十五日 石清水放生会 (藤原璋子)
- 廿二日 崇徳院御八講始 五ケ日 待賢門院御国忌
- 廿三日 成勝寺御八講始 四ケ日
- 廿五日 兼忠忌 (藤原兼忠)
- 廿六日 国忌 光孝、
- 今月事 季御読経 或九月、院宮同之、
- 九月十三日 東北院念仏始 三ケ日
- 十二日 順徳院御国忌 (伏見院)
- 三日 安嘉門院忌 持明院御国忌 (邦子内親王)
- 十四日 天王寺一乗会 (藤原通子)
- 十六日 七条院忌
- 十五日 龜山院御国忌 (九条通子)
- 十八日 藻壁門院御国忌 同御八講始 (禎子内親王) 陽明門院忌
- 廿一日 天王寺五智光院灌頂
- 廿二日 法勝寺御念仏始 三ケ日、中宮御国忌、
- 廿九日 国忌 醍醐、 東北院御八講始
- 今月事 真言院孔雀経御修法 (藤原彰子)
- 十月三日 蓮花王院惣宮祭 (藤原彰子) 上東門院御国忌 北白川院御国忌 (持明院陳子)

- 十一月十一日 土御門院御国忌 十一
 - 十三日 東寺灌頂
 - 十七日 吉祥院八講 五ケ日、或四ケ日、
 - 廿四日 法勝寺大乘会始 五ケ日、第四日為五卷、
 - 十一月廿三日 美福門院御国忌 (藤原得子)
 - 十九日 基平忌 (近衛)
 - 廿日 良実忌 (二条)
 - 卅日 法成寺御八講始 五ケ日、二ケ日上官参入、
 - 十二月三日 国忌 天智、
 - 十五日 最勝寺灌頂
 - 十九日 御仏名
 - 廿三日 御国忌 (近衛)
 - 廿七日 入道家実忌 (九条任子)
 - 廿八日 宜秋門院御国忌 基□忌 (房)
 - 今月事 観音院灌頂 七ケ日、春日般若会 六ケ日 院宮御仏名
 - 円宗寺法花会 五ケ日 歳末御修法
- 『興福寺年中行事』について注意すべきことは、これが尋尊の生きた時代の実態どおりの年中行事ではないということである。そのことは、十五世紀前半には十一月二十七日に変更されていた春日若宮祭の式日を、九月十七日と記していることから容易に知ることができる。
- 内閣文庫所蔵『興福寺年中行事』は、七月一日条に正応三年(一二九〇)八月二十一日付別会所下文を引載するとともに、同五年三月の書写本奥書を有している。正応四年前後の成立と解される。それとこの史料編纂所本『興福寺年中行事』とをくらべると、多少の出入りはあるが、記されている事項名はおおむね一致する。注目すべき異同としては、

内閣文庫本には見えていない春日社後深草院新三十講が、史料編纂所本に見えていることがあげられる。この春日社後深草院新三十講は、同院の御願により、正応元年五月十五日料所越前坪江庄の寄進をうけて創められたものである。⁽¹⁸⁾内閣文庫本が創始間もないこの行事について記載しなかったのに対し、これを記す史料編纂所本は、より新しい時期の年中行事であると考えられる。そして、両本が忌日を載せる興福寺僧がほぼ一致し、その下限が弘安九年(一二八六)六月十四日入滅の一乗院門主信昭であることからすれば、史料編纂所本の成立も内閣文庫本のそれを大きく下ることなく、十三・十四世紀の交である可能性が高い。

一方の『年中仏事』についても、十四世紀前半の成立にかかるものだと考えられる。「持明院殿国忌」として伏見院国忌が載せられ、同院の崩じた文保元年(一二二七)が成立の上限となるとともに、成立がそれを大きく下るとみるべき要素が存在しないからである。他の年中行事書等には見えない本書独自の記載として、撰関家物語者の忌日があげられる。ここに載せられている人物を、系図上に示すと以下のようなになる(名前を枠で囲んであるのが本書に忌日あるいは忌日にちなむ仏事等の記載のある者)。



撰家分立後も特定の家に偏っていない点が注目される。年代的に下限

となるのは、鷹司兼忠の薨じた正安三年(一一三〇)であり、成立に関するさきの想定を裏付けよう。

はじめに述べたように、本書は行事曆注の抜書きのように思われるが、撰関家物語者の忌日を含む行事曆注を載せる具注曆は、管見の範囲では見当たらない。尋尊の書写にかかるという点を考えれば、鎌倉時代に大乘院において記された『大乘院具注曆日記』との関係が気になるところである。しかし、同記は十五年分が現存するが、行事曆注を載せているのは承元四年(一一一〇)記のみである。これでは、年代的に古すぎるうえ、仏事以外の行事も記され、かつ撰関家物語者の忌日も載せられていない。したがって、『大乘院具注曆日記』との関係は不明といわざるを得ない。また、十月十一日の土御門院国忌について「イ十二」という傍書があり、校合を行っていると考えられることは注意を要する。というのは、本書の写本が尋尊周辺に二本以上あったことを示すものとも考え得るからである。

さて、最後に問題としたいのは、なぜ尋尊は書きさしの日記の余白にこの両書を書写したのかということである。さきに見たとおり、康正三年当時、尋尊は日記の書記形態について試行錯誤の最中であつた。安田次郎が明らかにしたように、尋尊が超人的な努力をもって膨大な記録を残したのは、院務の円滑な執行に不可欠であつた先代門主経覚の日記の披見が困難であり、自ら詳細な日記を残すとともに、こまめに諸種の資料を筆写する必要を感じていたからであつた。⁽²¹⁾このような認識を有していた尋尊であつてみれば、日記を録するにあたって日常的に参照すべき簡便な年中行事書を手許に備えることには、十分過ぎる理由を有していた。その際、年中行事書が、当代の実態どおりではなく、すでに廃絶した行事を載せていたり、旧い式日が表示されてあることも、春日社・興福寺の現状に対する尋尊の感懐を増幅させるのに有用だったのかも知れ

ない。そして、このような年中行事書を記すという用途には、書きさした自らの日記の余白は最もふさわしいものであった。わずか半月しか書かれなかった暦記と同じく、『興福寺年中行事』および『年中仏事』も、尋尊とその日記とのかかわり方を示すものであった。

おわりに

以上、東京大学史料編纂所所蔵『興福寺年中行事』について蕪雑な紹介を試みたが、特に強調したいことは、本書は内容以上に、その存在こそが、尋尊と日記とのかかわりを考えるための貴重な史料だということである。若き日の尋尊が、あの彫大な『大乘院寺社雑事記』を録するにあたって、書記形態について試行錯誤を重ね、参考となる資料を蓄積するといった地道な努力を重ねていたことの痕跡、それこそ本書なのである。

〔註〕

- (1) 架番号S0015。旧蔵者は不明。修補前の元函の底面裏側に「嘉永元年仲夏新調、戸上 久米田氏」の製作銘があり、江戸時代末期まで興福寺周辺にあったことだけは知られる。
- (2) 『昭和五十三年度東京古典会 古典籍下見展観大入札会目録』(同会、一九七八年) 出品番号一〇八番。
- (3) 大乘院本、請求番号古二四・四四三(史料編纂所架蔵写真帳『大乘院文書』一二五・一二六(架番号6171.65/33/125,126)による)。なお、同書は笹田治人編『内閣文庫蔵本興福寺年中行事』(『大和文化研究』一二二巻八・九・一二号、一三巻一・五号、一九六七・六八年)として翻刻されている。
- (4) 遠藤基郎「年中行事認識の転換と『行事暦注』」(『十世紀研究会編』『中世成立期の政治文化』(東京堂出版、一九九九年)所収)。

- (5) 尋尊および『大乘院寺社雑事記』については、永島福太郎「大乘院寺社雑事記について」(日本史研究会史料研究部会編『中世社会の基本構造』(御茶の水書房、一九五八年)所収)、鈴木良一「大乘院寺社雑事記―ある門閥僧侶の没落の記録―」(そして、一九八三年)、安田次郎「尋尊と『大乘院寺社雑事記』」(『五味文彦編』『日記に中世を読む』(吉川弘文館、一九九八年)所収)を参照。

- (6) 例えば、興福寺関係史料について最も深い造詣を有していると目される永島福太郎は、前掲論文において、尋尊の「日記といえるものは、公刊の『大乘院寺社雑事記』全一二巻につくされる」と述べている。

- (7) 本書は、『大乘院寺社雑事記』(『寺務方諸廻請』および『寺社雑事記』の総称)の一部として伝来したのではなく、かつ、尋尊自身の意識においても、年中行事書であり、『寺務方諸廻請』および『寺社雑事記』を包括する「愚記」の一部とは認識されていなかったと想像される。それゆえ、本書に載せる暦記を『大乘院寺社雑事記暦記』と呼ぶことは躊躇せざるを得ない。そこで、尋尊の日記の暦記の謂で「尋尊大僧正記」と称することにしたい。なお、鈴木良一は、前掲書二頁において、『大乘院寺社雑事記』は「建前はあくまで『寺社』のことを主とし、『院家』のことを従とする公的記録」であることから、「尋尊大僧正記」の名は誤りで、「少くとも改めて、こう名づける必要はない」と述べている。後者については異論ないが、『尋尊大僧正記』の称を必ずしも誤りということではできない。同記を「尋尊大僧正記」と呼ぶことと、貴族の日記が朝廷・家門の公的記録の性格を有しながらも記主の名をもって名づけられることとのあいだには、大なる逕庭がないと思われるからである。したがって、『大乘院寺社雑事記』とこの暦記とを包括する名称としては「尋尊大僧正記」を考えてもよからう。

- (8) 八鳥幸子「『大乘院寺社雑事記』紙背文書内容細目(七)」(『北の丸』三二号、一九九九年)。

- (9) 暦跋は、この時期の具注暦の通例として、暦奏の日付(「康正〇年十一月一日」)のみで、造暦にあたった者の名は載せられていない。

- (10) 大乘院本、請求番号古二・三・三八一(史料編纂所架蔵写真帳『大乘院

文書』一〇五〔架番号6171.65/33/105〕による。)

(11) 同前。

(12) 架蔵番号、五四(史料編纂所架蔵影写本〔架番号30615〕による)。

(13) 幸徳井家については、渡辺敏夫『日本の暦』(雄山閣、一九七五年)二

三―三二頁を参照。なお、友幸・友重・友延の系図を載せる尋尊書状が存在するので紹介しておこう。宮内庁書陵部所蔵『宣秀卿御教書案』一

〔『中御門家記』一〔函号五〇〇・六九〕、史料編纂所架蔵写真帳(架番号6171.08/47/1-2)による)の紙背につきのような尋尊の書状がある。

これは長享三年(一四八九)、尋尊が南曹弁中御門宣秀の父宣胤に対して、幸徳井友重・友延父子の昇叙について口入したものである。

南都陰陽師幸徳井

賀茂友幸^{正三位}友重^{從三位}友延^{從三位}友胤

友重 正三位事所望申入候、当年ノ七十九歳ニ罷成候、

友延 正四位下事申入候、兩代共ニ上ニハノ不成候へ共、如此被

書下候、仍上之ノ口宣案ハ不所持由申候、宜御計可在候、

共以無相違様申御沙汰候者、千万々々ノ可悦入存候、恐々謹言、

三月廿五日

尋尊

中御門殿

友延について述べるところはわかりにくい、同じく『宣秀卿御教書案』

一および三の紙背文書に大乘院門跡に宛てられた以下の二通の友延書状が残っており、家の例として従四位上を経歴せず正四位下に昇叙することをとめたものであると知られる。

従四位上御口宣ノ被下候、返上候、^{〔於カ〕}□当業者代々ノ越階仕候、則ノ

又同祖父之時ノ御口宣案写ノ進上候、以此旨有ノ御申沙汰、正四位下

ノ口宣被下候者ノ□畏入候、年齢ノ及六旬候、ノ従三位友重朝臣ノ

□^{〔可〕}沙汰忝可畏入ノ存候、可然様内々ノ可預御披

露候、ノ恐惶謹言、

三月廿日

幸徳井西

友延(花押)

寛田御房

猶々口宣正文^{七通}ノ進上候、今度御便宜被下候様ノ御披露所仰候、

越階事、ノ御口宣正文^{五通}進上候、兩人ノ何も正四位下時案にはノ雖上

と候、御口宣ノ共内、従四位上ノ御口宣無之候ノ間、以前も其旨ノ注

進申候、可然ノ様御申沙汰可畏ノ入候、□^{〔可〕}ノ可被成下候之由

被ノ仰下候、祝着至ノ忝畏入存候、ノ則従三位之時ノ御口宣、同父ノ

友幸正三位之時ノ合ニ通進上申候、ノ此由能々預御披ノ露者、可為悦

候、ノ恐々謹言、

三月廿四日

幸徳井西

友延(花押)

寛田御房

なお、さきの系図と同様のものは、同じく尋尊の筆にかかる内閣文庫所蔵大乘院本『幸徳井昇進宣旨』(請求番号古一四・四三三、史料編纂所架蔵写真帳『大乘院文書』一一一〔架番号6171.65/33/122〕による)にも見えている。また、同家の系図としては、史料編纂所架蔵写本『鈴木叢書』七(架番号30177)所収『幸徳井家系図』がある。

(14) 『大乘院寺社雜事記』長祿元年十二月八日、同二年十二月二十三日、

寛正元年十二月十五日、同一年十二月二十一日、同三年十二月二十五日、

同四年十二月十八日、同五年十二月二十一日、同六年十二月二十三日、

文正元年十二月十八日、応仁二年十二月十五日、文明元年十二月十五日、

同二年十二月十八日、同三年十二月十八日、同四年十二月十八日、同五

年十二月二十五日、同六年十二月十五日、同七年十二月二十五日、同九

年十二月二十一日、同十年十二月十五日、同十一年十二月十七日、同十

三年十二月十八日、同十四年十二月二十日、同十五年十二月二十五日、

同十六年十二月二十九日、同十八年十二月二十一日、長享元年十二月十

五日、同二年十二月二十六日、延徳元年十二月二十三日、同二年十二月

十八日、同三年十二月二十七日、明応二年十二月二十日、同三年十二月

十九日、同四年十二月二十一日、同五年十二月十五日、同六年十二月二

十六日、同七年十二月十七日、同八年十二月十八日、永正元年十二月二

十一日、同二年十二月二十三日の各条。また、紙背文書にも幸徳井友重

以下が新暦および八卦を送った際の書状が少なからず残っている。木藤

久代・八嶋幸子「大乘院寺社雜事記紙背文書内容細目(一)〜(七)」

- (15) 『北の丸』二五〇三二号、一九九三〇九九号) および佐藤進一・笠松宏至・永村真「大乘院寺社雑事記紙背文書抄(一)〜(五)」(『北の丸』二五〇二九号、一九九三〇九七年)、八馬幸子「寺務方諸廻請紙背文書抄(一)」(『北の丸』三三三号、二〇〇〇年)を参照。
- (16) 渡辺敏夫前掲書二七二〜二七三頁、広瀬秀雄「日本史小百科 曆」(近藤出版社、一九七八年)一六二〜一六三頁。『大日本史料 第八編之二』閏十月是月条(二四五頁)も参照。
- (17) 桃裕行「閏月と朔旦冬至(一九九七年閏への執心)」(同著作集七『曆法の研究』上[思文閣出版、一九九〇年]所収、初出は一九七四年)。
- (18) 永島福太郎「奈良」(吉川弘文館、一九六三年)二〇六頁。
- (19) 『大乘院日記目録』正応元年五月十五日条。坪江庄については、清田善樹「河口・坪江荘」(講座日本荘園史 六 北陸地方の荘園・近畿地方の荘園I)(吉川弘文館、一九九三年)所収を参照。
- (20) 『大乘院具注曆日記』については、稲葉伸道「鎌倉末期の興福寺大乘院家の組織」(同『中世寺院の権力構造』[岩波書店、一九九七年]所収、初出は一九九五年)の註8を参照。なお、新出の『信円大僧正建保三年曆記』(『誠堂古書目録』平成十二年秋季号[同書店、二〇〇〇年]掲載番号三番、藤原重雄氏のご教示による)以外は、いずれも史料編纂所架蔵の複本(京都大学付属図書館所蔵本影写本[架番号3073/133/1-10]、東京国立博物館所蔵本影写本[同3073/134/1-5]、大東急記念文庫所蔵本写真帳[同6173/146])によった。
- (21) 史料編纂所架蔵影写本『大乘院具注曆日記』一(京大本)。
安田前掲論文。
- (22) 尋尊が書写した興福寺の略年中行事として、このほか『尋尊御記』(尊経閣文庫所蔵、史料編纂所架蔵写真帳[615/11]による)所載の「興福寺并春日社法会神事等」がある。史料編纂所本『興福寺年中行事』と別書ではあるが、体裁が類似し、かつ春日社後深草院新三十講を載せている。ただし、末尾に「定日無之法会等」を載せる点は大きく相違する。なお、『尋尊御記』はこのほか興福寺にも所蔵されている(四五函二二号、史料編纂所架蔵写真帳『興福寺史料』一〇〇[架番号6170.65/7/100]に

よる)。尊経閣文庫本は天正十三年(二五七五)の写本であり、寛文九年(一六六九)の書写にかかる興福寺本よりも古い。興福寺本の前半部分のみの抄写であり、両者の参看が望ましい。ちなみに、尊経閣文庫本は、表紙に「明王院蔵書七十冊之内」という貼紙があり、金沢市立図書館所蔵「松雲公採集遺編類纂」九二・書籍部五「南都東大寺等書籍目録」(史料編纂所架蔵写真帳[架番号6101/14]による)所載天和二年(一六八二)十二月七日津田光吉筆興福寺之内明王院書籍之覺に「一尋一尊御記之事等記有之」と見えていることから、興福寺明王院の旧蔵書であることが知られる。